

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

告 示

○大阪市立中央会館の供用時間の変更の承認	3
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立芸術創造館）	3
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市中央公会堂）	3
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪城天守閣）	4
○大阪市立芸術創造館の利用料金の額の承認	4
○落札者等の公示	8
○情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の根拠 となる法令又は条例等の名称、条項、適用日及び対象手続等	9
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立市民交流センターな にわほか9施設）	9
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	10
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	12
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立男女共同参画セン ター中央館ほか4施設）	13
○大阪市立中央会館ほか7施設の供用時間の変更の承認	14
○寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	15
○開発行為に関する工事の完了	15
○大阪市都市景観条例に基づく都市景観資源の登録	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定	17
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定	18
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定	18
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の一部の指定解除	19
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の一部の指定解除	20
○放置自動車の処理	23
○道路法違反物件の除却	24
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立西横掘駐車場ほか2 施設）	24
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立法円坂駐車場ほか2 施設）	25

○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立十三駐車場ほか4施設）	25
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立扇町通地下駐車場ほか3施設）	25
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立大阪駅前地下駐車場ほか2施設）	25
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立長堀通地下駐車場及び大阪市立東長堀地下駐車場）	26
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立長居公園地下駐車場）	27
○市道の区域変更	27
○市道の供用開始	28
○平成 22 年大阪市告示第 284 号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部改正	30
○法円坂駐車場ほか 17 施設の利用料金の額の承認	31
○大阪天満宮駅・南森町駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	35
○長居植物園の供用日の変更の承認	36
○一般競争入札の執行（城東配水場で使用する電気の調達）	36
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立美術館ほか3施設）	39
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立科学館）	39
○大阪市選挙管理委員会委員長の退職	40
○大阪市選挙管理委員会委員長の就任	40
○市長選挙の施行	40
○市長選挙の選挙長及び選挙長職務代理者等	40
○市長選挙の選挙長の事務を行う場所等	41
○市長選挙の候補者の届出	42
○選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数、80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数及び 6 分の 1 の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の 3 分の 1 の数	43
公 告	
○一般競争入札の中止（大阪市福祉局公用車の売払い等「物品番号① 大阪市福祉局公用車（ニッサン キャラバン）」）	44
○一般競争入札の執行（鶴見ほか 11 自転車保管所古自転車等の売払い）	44
○一般競争入札の執行（古新聞ほかの売払い等）	48

告 示**大阪市告示第318号**

大阪市立中央会館は、平成26年 3月10日に特殊建築物等定期点検を実施することから、大阪市コミュニティ振興施設条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、9 時30分から17時30分まで臨時閉館し、供用時間を17時30分から21時30分までに変更するので告示する。

平成26年 3月 7 日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

(市民局市民部地域活動課)

(平26. 3. 7 揭示済)

大阪市告示第375号

地方自治法（昭和22年大法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）第16条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

1 施設の名称

大阪市立芸術創造館

2 指定管理者

大阪市住之江区北加賀屋 4 丁目 1 番55号

有限責任事業組合 アートサポート

3 指定の期間

平成26年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで

(経済戦略局文化部文化課)

大阪市告示第376号

地方自治法（昭和22年大法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公会堂条例（平成 4 年大阪市条例第 2 号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

1 施設の名称

大阪中央公会堂

2 指定管理者

東京都千代田区永田町 2 丁目13番 5 号

サントリーパブリシティサービスグループ

構成員 サントリーパブリシティサービス株式会社

一般財団法人 大阪市教育振興公社

3 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(経済戦略局文化部文化課)

大阪市告示第377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪城天守閣条例（昭和24年大阪市条例第59号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

1 施設の名称

大阪城天守閣

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番32号

公益財団法人大阪市博物館協会

3 指定期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(経済戦略局文化部文化課)

大阪市告示第378号

大阪市立芸術創造館の利用料金について、大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）第10条第 3 項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第 6 項の規定に基づき公告する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

1 利用料金

(1) 演劇室

区分		利用料金					入場料その他これに類する料金を徴収する場合
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合					
		午前10時から午後0時45分まで	午後1時から午後3時45分まで	午後4時から午後6時45分まで	午後7時から午後10時30分まで	午前10時から午後10時30分まで	
大練習室	全体を使用する場合	4,500円	4,500円	4,500円	6,300円	19,800円	左記利用料金の5割増しとする。
	所定の中仕切りで2に区画された部分のうち面積の大きい部分を使用する場合	2,500円	2,500円	2,500円	3,500円	11,000円	
	所定の中仕切りで2に区画された部分のうち面積の小さい部分を使用する場合	2,000円	2,000円	2,000円	2,800円	8,800円	
演劇練習室大		2,700円	2,700円	2,700円	3,800円	11,900円	
演劇練習室中A		1,900円	1,900円	1,900円	2,600円	8,300円	
演劇練習室中B		1,200円	1,200円	1,200円	1,600円	5,200円	
演劇練習室小A		900円	900円	900円	1,200円	3,900円	
演劇練習室小B		900円	900円	900円	1,200円	3,900円	
制作者ボックス		300円	300円	300円	400円	1,300円	

* 制作者ボックスの利用に関しては、連続1ヶ月以上利用される場合は、

1,000円/日とする。

(2) 音楽室

区分	単位	利用料金		
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		入場料その他これに類する料金を徴収する場合
		時間区分	金額	
音楽練習室大	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき	4,000円	左記利用料金の5割増しとする。
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに	2,000円	
		3 使用時間が11時間を超えるとき	24,000円	
音楽練習室中A	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき	1,000円	
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに	500円	
		3 使用時間が11時間を超えるとき	6,000円	
音楽練習室中B	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき	1,200円	
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに	600円	
		3 使用時間が11時間を超えるとき	7,200円	
音楽練習室小	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき	600円	
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに	300円	
		3 使用時間が11時間を超えるとき	3,600円	

※ 音楽練習室大の利用に際して、録音機材とコントロールルームを利用しない場合は、上記金額の半額とする。

(3) 駐車場

単位	利用料金	
	時間区分	金額
1 台1日 1 回につき	1 駐車時間が 2 時間以内のとき 30分までごとに	100円
	2 駐車時間が 2 時間を超え 4 時間以内のとき	600円
	3 駐車時間が 4 時間を超えるとき	1, 000円

(4) 附属設備

品名	単位	利用料金	
		時間区分	金額
音響設備A	一式	1 日 1 回につき	5, 000円
音響設備B	一式	1 日 1 回につき	2, 000円
音響装置	一式	1 日 1 回につき	5, 000円
MDラジオカセットレコーダー	1台	1 日 1 回につき	400円
照明設備A	一式	1 日 1 回につき	8, 000円
照明設備B	一式	1 日 1 回につき	5, 000円
平台	一式	1 日 1 回につき	2, 000円
簡易客席	一式	1 日 1 回につき	2, 000円
パイプいす	一式	1 日 1 回につき	1, 000円
ビデオ撮影装置	一式	1 日 1 回につき	500円
ビデオプロジェクター	1 台	1 日 1 回につき	800円
グランドピアノ	1 台	1 日 1 回につき	3, 000円
アップライトピアノ	1 台	1 日 1 回につき	2, 000円
ドラム	1 台	1 日 1 回につき	1, 000円
シンセサイザー	1 台	1 日 1 回につき	3, 000円
レコーディング設備	一式	1 日 1 回につき	3, 000円
楽器Aセット（中のAセット）	一式	1 日 1 回につき	2, 000円

楽器Bセット（小のAセット）	一式	1日1回につき	1,400円
楽器Cセット（中・小のBセット）	一式	1日1回につき	600円

2 実施時期

平成26年 4月 1日から

（経済戦略局文化部文化課）



大阪市告示第379号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は
契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎中央卸売市場総務担当（大阪市福島区野田1丁目1番86号）

- ①大阪市中心卸売市場本場（市場東棟）で使用する電気 39,272,000kWh

- ②一般競争入札 ③平成26年 2月27日 ④関西電力株式会社 大阪市北区
中之島3丁目6番16号 ⑤592,855,613円 ⑥平成25年12月20日

- ①大阪市中心卸売市場本場（市場西棟）で使用する電気 9,028,000kWh ②
一般競争入札 ③平成26年 2月27日 ④関西電力株式会社 大阪市北区中之
島3丁目6番16号 ⑤142,085,428円 ⑥平成25年12月20日

- ①大阪市中心卸売市場東部市場で使用する電気（特別高圧）16,256,000kWh

- ② 一般競争入札 ③平成26年 2月27日 ④関西電力株式会社 大阪市北
区中之島3丁目6番16号 ⑤261,597,465円 ⑥平成25年12月20日

- ①大阪市中心卸売市場東部市場で使用する電気（高圧） 1,527,000kWh ②
一般競争入札 ③平成26年 2月27日 ④関西電力株式会社 大阪市北区中之
島3丁目6番16号 ⑤29,401,681円 ⑥平成25年12月20日

◎中央卸売市場南港市場（大阪市住之江区南港南5丁目2番48号）

- ①大阪市中心卸売市場南港市場で使用する電気 8,262,000kWh ②一般競争
入札 ③平成26年 2月27日 ④関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目
6番16号 ⑤142,795,459円 ⑥平成25年12月20日

（中央卸売市場総務担当）

大阪市告示第380号

大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年大阪市規則第181号）第3条の規定により、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86号）を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、適用日及び対象手続等を告示する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

根拠となる法令又は 条例等の名称	条項	適用日	対象手続等
大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）	第18条第1項	平成26年 4 月 1 日	公文書館に収蔵されている特定歴史公文書等の利用請求

（総務局行政部行政課）

大阪市告示第381号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立市民交流センターなにわほか9施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第20条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大阪市立市民交流センター なにわ	大阪市浪速区大国 3 丁目 4 番16号 一般社団法人 大阪市浪速人権協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター よどがわ	大阪市淀川区加島 1 丁目49番25号 一般社団法人 淀川人権文化協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター ひがしよどがわ	大阪市東淀川区西淡路 1 丁目 6 番 2 - 1102号 一般社団法人 大阪市新大阪人権協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで

大阪市立市民交流センター あさひ西	大阪市旭区生江 2 丁目 9 番 3 号 一般社団法人 大阪市生江人権協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター あさひ東	大阪市旭区新森 7 丁目 2 番25号 一般社団法人 大阪市両国人権協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター すみよし南	大阪市住吉区浅香 2 丁目 2 番34号 一般社団法人 大阪市よさみ人権協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター すみよし北	大阪市住吉区帝塚山東 5 丁目 3 番21号 公益財団法人 住吉隣保事業推進協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター ひがしすみよし	大阪市東住吉区矢田 5 丁目13番 9 号 一般社団法人 大阪市東住吉矢田人権 協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター ひらの	大阪市平野区平野市町 3 丁目12番15号 一般社団法人 大阪市平野人権協会	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで
大阪市立市民交流センター にしなり	大阪市西成区南開 2 丁目 2 番28号 大阪市立市民交流センターにしなり 運営協働体	平成26年 4 月 1 日 から平成28年 3 月 31日まで

(市民局市民部総務課)

大阪市告示第382号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から 2 か月間、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 20 日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 1 月 17 日
申請書を受理した日	平成26年 2 月 25 日
名称	N P O 法人シニアパートナーズ
代表者の氏名	小川 良子

主たる事務所の所在地	大阪市北区天神橋 2 丁目 5 番25号若杉グランドビル407号室
定款に記載された目的	この法人は、高齢の方や認知症の方、あるいは障がいをお持ちの方などに対して、成年後見人の就任及び死後事務業務に関する事業を行い、これらの事業を有機的に組み合わせて利用者の人権を包括的に守る活動を行い、成年後見制度を普及させることによって充実した福祉社会を目指すことを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 1 月20日
申請書を受理した日	平成26年 2 月25日
名称	N P O 法人ニューワークス
代表者の氏名	林 万太郎
主たる事務所の所在地	大阪市西区南堀江 3 丁目15番 7 号堀江ヴィラ 5 A
定款に記載された目的	この法人は、若者と障がい者に対して、就労支援及び起業支援に関する事業を行い、自立と社会参加に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 2 月 7 日
申請書を受理した日	平成26年 2 月28日
名称	N P O 法人あすなる会
代表者の氏名	田淵 恭之
主たる事務所の所在地	大阪市北区長柄東 1 丁目 2 番12－609
定款に記載された目的	この法人は、高齢者や生活弱者など日常生活上の支援が必要あるいは将来に不安を抱える人に対して、さまざまな生活支援、相談に関する事業を行うことにより、一人一人の積極的な地域社会への参加を促し、すべての人々が生きがいを持ち、健やかにそして安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 2 月 7 日
申請書を受理した日	平成26年 2 月28日
名称	N P O 法人チャレンジステージ
代表者の氏名	山下 勇雄
主たる事務所の所在地	大阪市西区靱本町 2 丁目 2 番17号R E 006－401号
定款に記載された目的	この法人は、芸術やスポーツなど団体での作品制作および発表を通じ、障がいのあるないに関わらず、誰もが個性を生かしてチャレンジでき、輝けるステージをつくる活動を行ない、ノーマライゼーションの実現と社会参加および社会的自立を促

進、これによって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第383号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 1月28日
申請書を受理した日	平成26年 2月25日
名称	特定非営利活動法人あったかい手
代表者の氏名	志岐 晴美
主たる事務所の所在地	大阪府中央区安堂寺町1-4-12-201
定款に記載された目的	この法人は地域社会において、在宅で援助が必要な高齢者や障害者、その家族及びその他の手助けを必要とする人々に対して、在宅介護・家事援助等の福祉サービス事業を行い、また意欲ある人々には生きがいや仕事を創出する為の事業を、住民参加の助け合い精神のもとに行う。又、まごころと思いやりを持って、それら、事業やボランティア活動にあたり、その質の向上に努め、不特定かつ、多数の人々の福祉利益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 1月31日
申請書を受理した日	平成26年 2月25日
名称	特定非営利活動法人江口の里
代表者の氏名	三谷 宏
主たる事務所の所在地	大阪府東淀川区瑞光3丁目10番32-501号
定款に記載された目的	現社会は高齢社会となり、老親を介護する、あるいは、一人暮らしや夫婦二人暮らし等の高齢者家

	庭が増加しつつあり、地域で介護を支える人材と事業が求められている。又、可能な限り自分の能力や特技を活かして人の役に立つ生活をしたいと願う高齢者もいる。これらの地域住民が助け合い協力しあってゆく福祉のネットワークと老いても安心して暮らせるまちづくりを展開して行くためには介護保険による通所介護事業を行ない地域の高齢者介護等のセンターとする。 又、主体性をもって心身共に充実した人生がすごせるように、疾病予防、病気の早期発見等の啓発や研修、文化、芸術等の交流を行なう。高齢者を抱える家族への介護相談を行なう。又、高齢者、通所者の手作り作品を普及することで生きがい作りと事業の宣伝活動をする。これらを不特定かつ多数の住民の利益の増進に寄与することを法人の目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 1 月 27 日
申請書を受理した日	平成26年 2 月 28 日
名称	特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター
代表者の氏名	菅生 浩三
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南船場 1 丁目 11 番 9 号長堀安田ビル 9 階
定款に記載された目的	この法人は、国際ビフレンダーズに加盟するボランティア団体として、人生における苦悩、孤独、絶望、抑うつにより、自殺の危機が迫っている人に対し、24時間傾聴とビフレンディングによる感情的な支援を提供し、自殺を防止するとともに、相談員を養成していくことを目的とする。又自殺の危機を認識し対処する方法を広く社会に知らせることを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第384号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立男女共同参画センター中央館ほか4施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例

第21号) 第21条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大阪市立男女共同参画センター 中央館	大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号 大阪市男女共同参画推進事業体	平成26年4月1 日から平成27年
大阪市立男女共同参画センター 北部館	(構成員) 一般財団法人 大阪市男女共 同参画のまち創生協会、サントリーパブ	3月31日
大阪市立男女共同参画センター 西部館	リシティサービス株式会社、日本ビルサ ービス株式会社	
大阪市立男女共同参画センター 南部館	大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号 大阪市男女共同参画推進事業体(南)	平成26年4月1 日から平成27年
	(構成員) 一般財団法人 大阪市男女共 同参画のまち創生協会、リッジクリエイ ティブ株式会社、日本ビルサービス株式 会社	3月31日
大阪市立男女共同参画センター 東部館	大阪市中央区石町2丁目5番3号 一般財団法人 大阪労働協会	平成26年4月1 日から平成27年
		3月31日

(市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課)

大阪市告示第385号

次の施設については、平成26年3月23日(日)執行の大阪市長選挙の投票所及び開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例(昭和40年条例第50号)第5条第2項の規定に基づき、選挙の投票及び開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

投票所とする施設

名 称

大阪市立中央会館

開票所とする施設

名 称

大阪市立北区民センター

大阪市立中央区民センター

大阪市立西区民センター

大阪市立淀川区民センター
大阪市立城東区民ホール
大阪市立鶴見区民センター
大阪市立平野区民センター

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第386号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成25年3月22日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター	大阪市中心区南船場一丁目11番9号長堀安田ビル9階

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

- 許可番号
平成26年 2月24日 大阪市指令都計（開）第85号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市淀川区三津屋北1丁目32番6（第1工区）
- 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
住友不動産株式会社

代表取締役 仁島 浩順

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員	延長			
道路	2.390 ～2.010m	229.22m	開発者	開発者	拡幅

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第388号

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）第18条第1項の規定により、都市景観資源を登録したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

都市景観資源（天王寺区）

都市景観資源名	所在地
天王寺七坂（真言坂、源聖寺坂、口縄坂、愛染坂、清水坂、天神坂、逢坂）	天王寺区生玉町、逢阪1丁目、下寺町1丁目・2丁目、伶人町付近
生國魂神社	天王寺区生玉町13番9号
齡延寺	天王寺区生玉町13番31号
銀山寺	天王寺区生玉寺町6番26号
うえほんまちハイハイタウン	天王寺区上本町6丁目3番31号
上本町YUFURA（上本町新歌舞伎座ビル）	天王寺区上本町6丁目5番13号
安居神社	天王寺区逢阪1丁目3番24号
一心寺三千佛堂	天王寺区逢阪2丁目6番13号
清寿院（関帝廟）	天王寺区勝山2丁目6番15号
真田山公園前の道	天王寺区真田山町、玉造本町付近
真田山公園	天王寺区真田山町5番
お寺のまち・下寺町と斜面緑地	天王寺区下寺町1丁目・2丁目付近
学園坂	天王寺区下寺町1丁目・2丁目付近
四天王寺西門前の参道	天王寺区四天王寺1丁目11番
大阪市立大江幼稚園	天王寺区四天王寺1丁目11番108号
大阪ガス 実験集合住宅 N E X T 21	天王寺区清水谷町6番16号

U氏邸	天王寺区清水谷町 7 番 9 号
鶴橋駅周辺の焼肉店の多い街並み	天王寺区下味原町 1 番～5 番
楞嚴寺	天王寺区城南寺町 1 番26号
總本家釣鐘屋	天王寺区大道 1 丁目 5 番 2 号
超願寺（竹本義太夫の墓）	天王寺区大道 1 丁目14番 1 号
三光神社	天王寺区玉造本町14番90号
天王寺公園・天王寺動物園	天王寺区茶臼山町
慶沢園	天王寺区茶臼山町
茶臼山・河底池・和気橋	天王寺区茶臼山町
堀越神社	天王寺区茶臼山町 1 番 8 号
大阪市立美術館	天王寺区茶臼山町 1 番82号
四天王寺庚申堂	天王寺区堀越町 2 番15号
大正湯の煙突	天王寺区松ヶ鼻町 3 番16号
伝藤原家隆墓	天王寺区夕陽丘町 5 番
愛染堂（愛染さん）	天王寺区夕陽丘町 5 番36号
大江神社	天王寺区夕陽丘町 5 番40号
清水寺	天王寺区伶人町 5 番 8 号
吉祥寺（赤穂義士の寺）	天王寺区六万休町 1 番20号

都市景観資源（平野区）

都市景観資源名	所在地
平野郷・十三口の地藏尊	平野区平野市町 3 丁目 7 番、平野上町 1 丁目 5 番、平野上町 2 丁目 1 番、平野東 2 丁目 3 番・4 番・11番、平野本町 1 丁目 7 番・12番、平野本町 4 丁目 2 番・4 番・12番21号、平野本町 5 丁目 9 番、平野宮町 2 丁目 4 番

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④主たる医師の氏名 ⑤
指定年月日

①大阪厚生年金病院 ②福島区福島四丁目 2-78 ③腎移植 ④藤本 宜正
⑤平成26年 3月 1 日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)

大阪市告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①訪問看護ステーション はるか ②淀川区西中島六丁目10- 3-101 ③訪問看護 ④平成26年 3月 1 日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)

大阪市告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①センター薬局 ②生野区巽中二丁目25- 4 ③調剤 ④平成26年 2月 1 日

①堂島ふるる薬局 ②北区堂島二丁目 4-27 新藤田ビル地下 1 階 ③調剤
④平成26年 1月 1 日

①北浜ふるる薬局 ②中央区高麗橋一丁目 7- 3 ザ・北浜プラザ 3 階 ③調剤
④平成26年 1月 1 日

①ハートフル薬局 ②西成区鶴見橋一丁目 6-10 ③調剤 ④平成26年 3月 1 日

①オレンジ薬局 心斎橋店 ②中央区東心斎橋一丁目19-22 ディスカビル 1 階
③調剤 ④平成26年 3月 1 日

- ①永田 4 9 7 6 薬局 ②城東区永田四丁目10-9 シャルマン藤田Ⅱ 1階A室 ③調剤 ④平成26年 3月 1日
- ①都島パール薬局 ②都島区都島南通二丁目 4-11-1 F ③調剤 ④平成26年 2月 1日
- ①クオール薬局 天王寺店 ②阿倍野区旭町一丁目 1-10 竹澤ビル1階 ③調剤 ④平成26年 2月 1日
- ①アカカベ薬局 鶴見緑地店 ②鶴見区浜五丁目 1-42 夢風船浜 5ビル1階 ③調剤 ④平成26年 3月 1日
- ①ソーク薬局 ②西区南堀江一丁目21-14 M. h i l l s 南堀江 s o u t h 1 F ③調剤 ④平成26年 3月 1日
- ①こすもす薬局 ②淀川区西宮原二丁目 7-24 新大阪ウエストハイツ 1 F ③調剤 ④平成26年 2月 1日
- ①淀川薬局 ②淀川区塚本二丁目18-1 イチビル1階 ③調剤 ④平成26年 1月 1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)

大阪市告示第392号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定に基づき、平成25年大阪市告示第1721号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

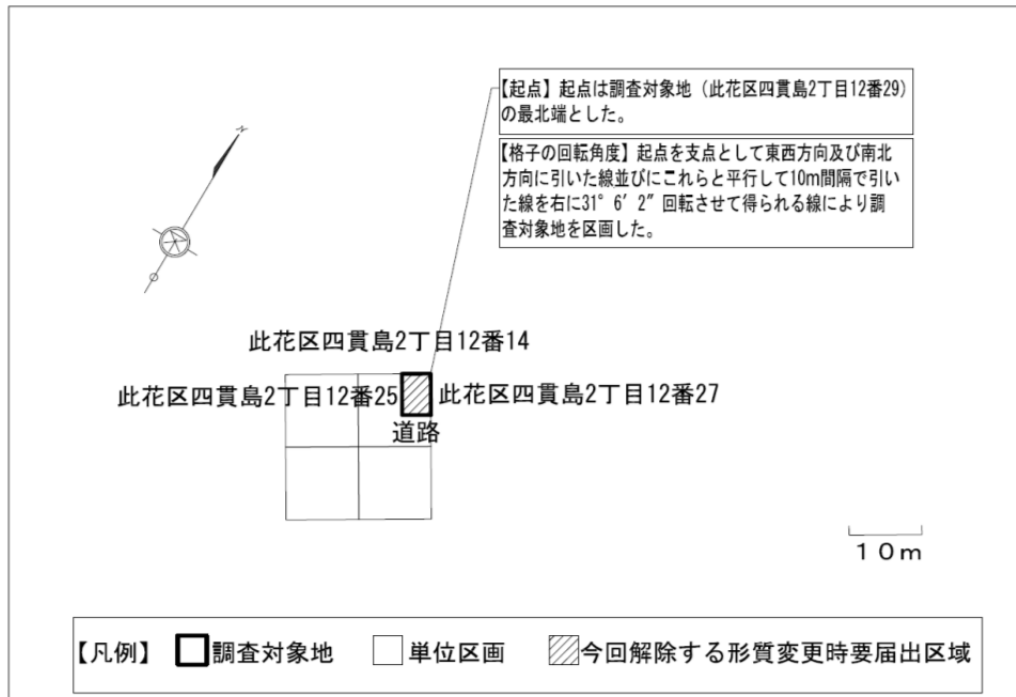
平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

- 1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域
別図のとおり
(大阪市此花区四貫島二丁目12番29)
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称
砒素及びその化合物

別図



（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第393号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成23年大阪市告示第1428号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域

別図のとおり

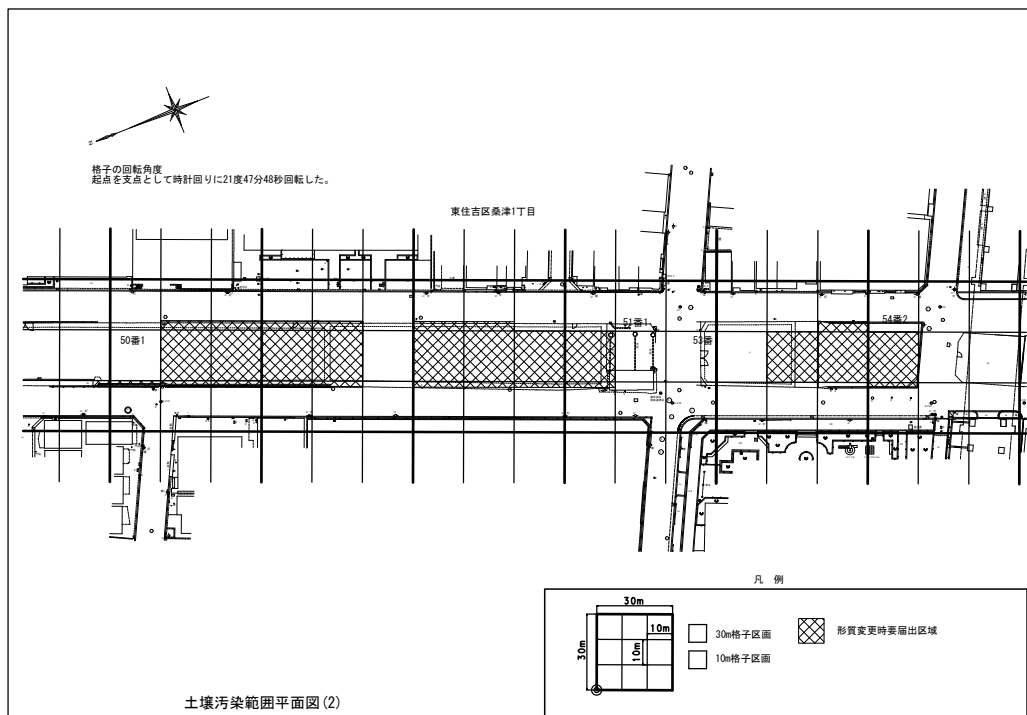
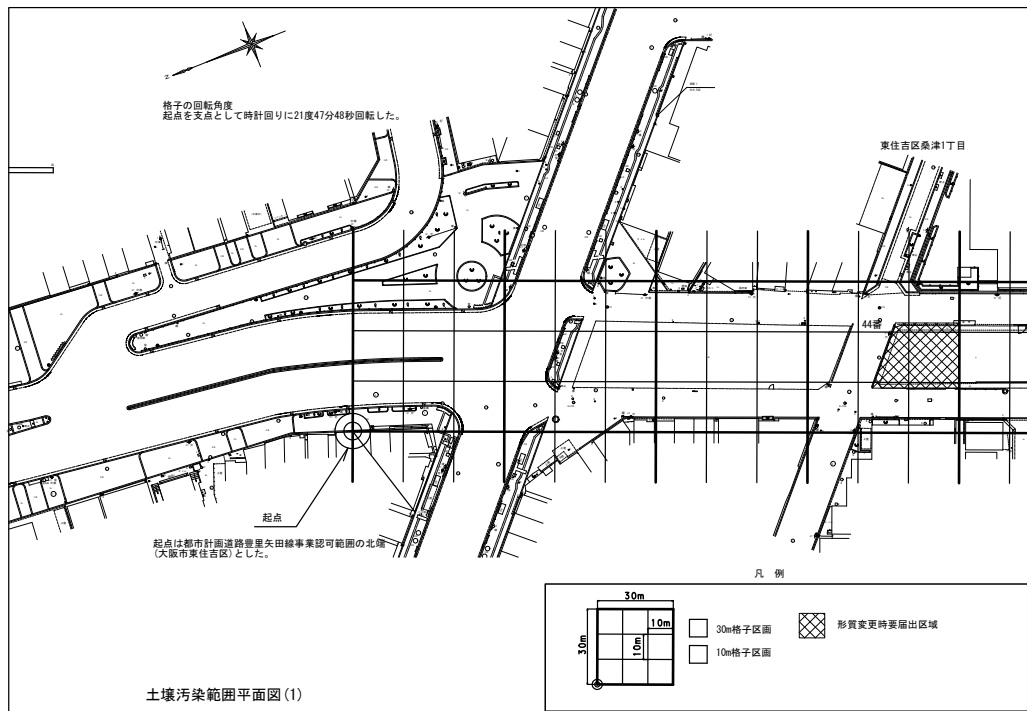
（大阪市東住吉区北田辺四丁目70番26の一部、70番3の一部、70番4の一部、70番5、70番6の一部、70番7の一部）

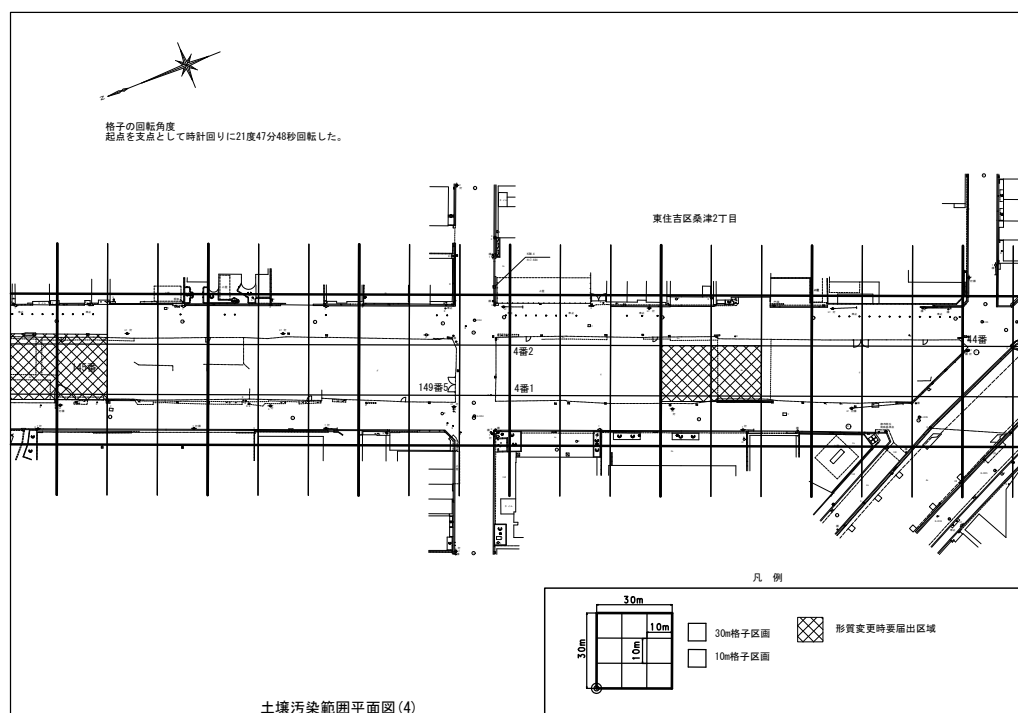
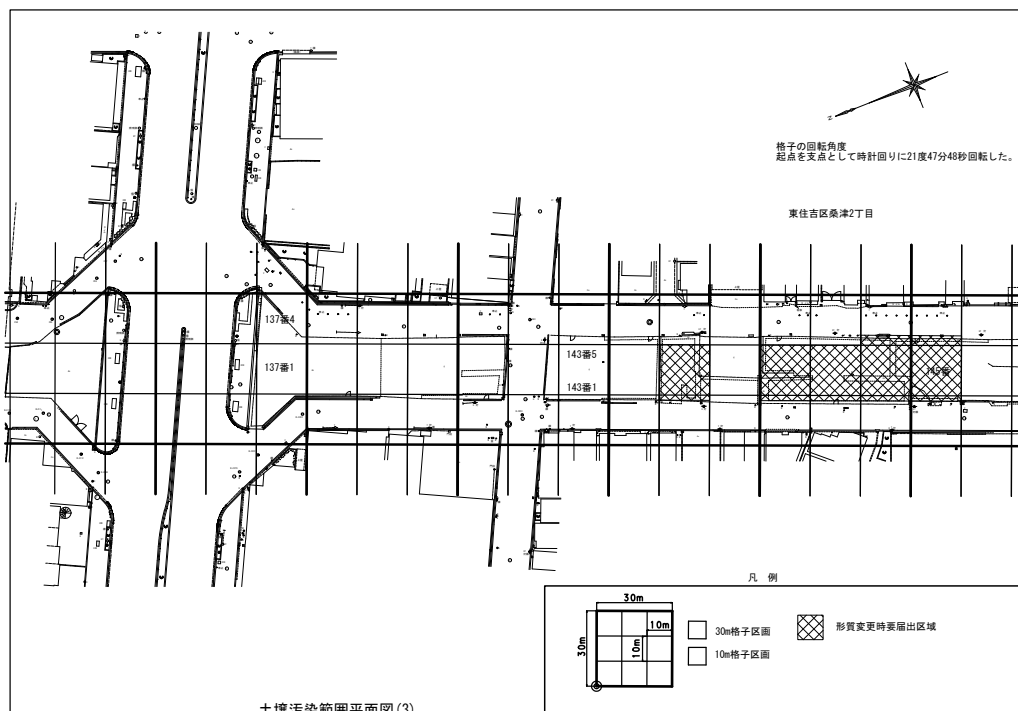
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準

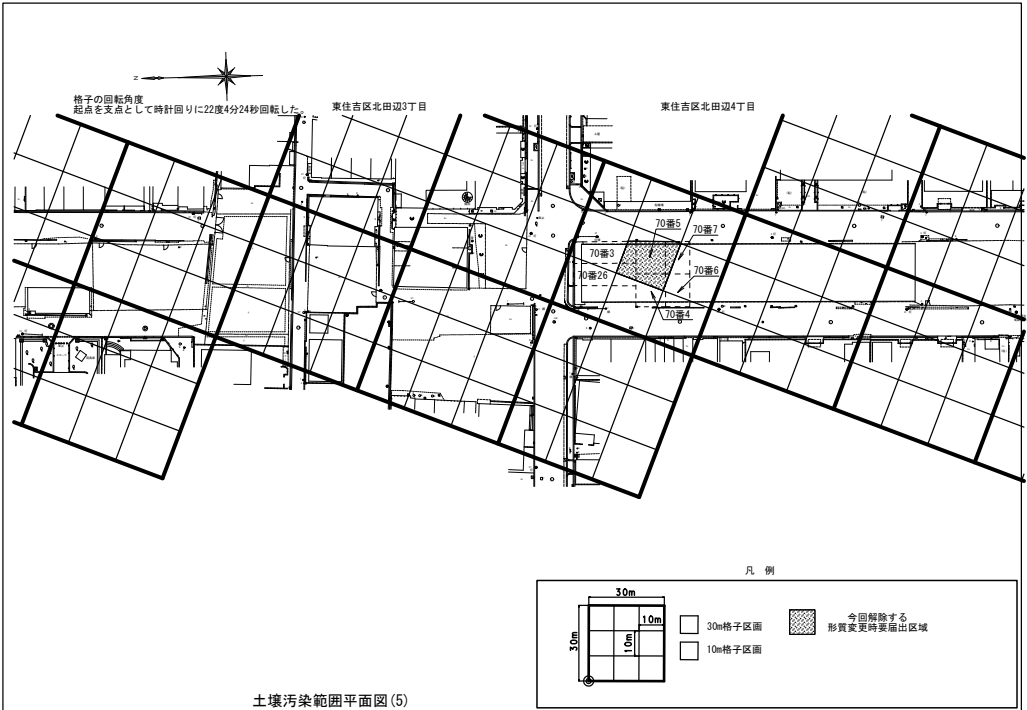
に適合しなかった特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

別図







(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第 394 号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 4 月 3 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (ダイハツ 白色)	住之江区柴谷 2 丁目 8 番先
2	普通自動車 (トヨタ 黒色)	住之江区柴谷 2 丁目 8 番先
3	普通自動車 (スズキ 白色)	住之江区柴谷 2 丁目 8 番先
4	普通自動車 (ミツビシ 青色)	平野区加美南 4 丁目 3 番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 4月 3日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
八 幡 筋 線	中央区島之内 2 丁目 2 番 ～ 瓦 屋 町 2 丁 目 1 7 番 先	自 転 車、 布 団 等
九 ノ 助 橋 線	中央区島之内 1 丁目 1 番 ～ 瓦 屋 町 1 丁 目 1 4 番 先	布 団 等
西 長 堀 西 線	西区新町 1 丁目 1 6 番 先	灰 皿

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第396号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立西横堀駐車場、大阪市立土佐堀地下駐車場及び大阪市立本町地下駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

1 指定管理者

東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号

タイムズ 2 4 株式会社

2 指定の期間

平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第397号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立法円坂駐車場、大阪市立上汐地下駐車場及び大阪市立塩草地下駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

1 指定管理者

東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号

タイムズ 2 4 株式会社

2 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第398号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立十三駐車場、大阪市立新大阪駅南駐車場、大阪市立新大阪駅南第2駐車場、大阪市立豊崎地下駐車場及び大阪市立宮原地下駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月20日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

1 指定管理者

大阪市西淀川区柏里 2 丁目 4 番 1 号

野里電気工業株式会社

2 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第399号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大

阪市立扇町通地下駐車場、大阪市立東長堀バス駐車場、大阪市立靱地下駐車場及び大阪市立長堀バス駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理人

大阪市副市長 村 上 龍 一

1 指定管理者

東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号

タイムズ 2 4 株式会社

2 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第400号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、大阪市立大阪駅前地下駐車場、大阪市立安土町地下駐車場及び大阪市立谷町筋地下駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理人

大阪市副市長 村 上 龍 一

1 指定管理者

東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号

タイムズ 2 4 株式会社

2 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第401号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、大阪市立長堀通地下駐車場及び大阪市立東長堀地下駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3 月20日

大阪市長職務代理人